

「指定通所介護」
重要事項説明書

(地域密着型通所介護)

デイサービスおひさま SUNサン

株式会社プラスマインド



当事業所は介護保険の指定を受けています。

(事業所番号147020639)

当事業所はご利用者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

| | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社プラスマインド |
| (2) 法人所在地 | 神奈川県横浜市神奈川区斎藤分町22番7号 |
| (3) 電話番号 | 045-594-8932 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 浜田 勲 |
| (5) 設立年月日 | 平成26年11月11日 |

2. 事業所の概要

| | |
|-------------|----------------------|
| (1) 事業所の種類 | 地域密着型通所介護 |
| (2) 事業所の名称 | デイサービスおひさま SUNサン |
| (3) 事業所の所在地 | 神奈川県横浜市神奈川区斎藤分町22番7号 |
| (4) 電話番号 | 045-594-8932 |
| (5) 管理者 | 大林 佐織 |
| (6) 開設年月日 | 平成27年5月1日 |
| (7) 利用定員 | 11人 |

3. 事業の目的

株式会社プラスマインドが開設するデイサービスおひさま SUNサンが行う指定地域密着型通所介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護職員又は介護職員が、当該事業所において排泄、食事の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とします。

4. 運営の方針

(1) 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

(2) 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

5. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

神奈川区 保土ヶ谷区 西区 港北区

(2) 営業日及び営業時間

| | |
|----------|------------------------------|
| 営業日 | 月～日 年中無休 |
| 受付時間 | 8：00～19：00（左記は基本であり随時受付可能です） |
| サービス提供時間 | 月～日 9：00～18：00 |

6. 職員の配置状況及び職務内容

当事業所では、ご利用者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 管理者 1名（常勤 生活相談員、介護職員兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び、業務の管理を一元的に行います。

また、当該事業所の従事者に法令及びこの規定を遵守させるため必要な命令を行います。

(2) 生活相談員（常勤で専従1名 兼務1名 非常勤で兼務1名）

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、地域密着型通所介護の業務に従事するとともに、事業所に対する地域密着型通所介護の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画の作成の補助等を行います。

(3) 介護職員（常勤で兼務1名 専従1名 非常勤で兼務1名 専従4名）

介護職員は、指定地域密着型通所介護の業務に当たる。

(4) 看護職員（非常勤で兼務2名）

看護職員は、健康管理の業務に当たる。

(5) 機能訓練指導員（非常勤で兼務2名）

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <p>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合</p> <p>(2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合</p> |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（1割負担の方は9割・2割負担の方は8割・3割負担の方は7割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 入浴

・入浴または清拭を行います。

② 排泄

・ご利用者の排泄の介助を行います。

③ 送迎サービス

・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、所定の送迎費をご負担いただきます。

④ 食事

・家庭的で温かく美味しい食事を提供します。

(食事時間) 12:00～13:30

食事サービスの利用は任意です。

⑤ 機能訓練

・機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。特に心身機能の向上の為、散歩に重点的に取り組んでいます。

⑥ 生活指導

・利用者の生活面での指導・援助を行います。

各種レクリエーションや健康体操等を実施します。

⑦ 健康チェック

・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑧ 相談及び援助

・利用者とその家族からの各種ご相談に問題解決に向けて取り組みます。

※ 介護保険制度改定に伴いサービスに変更があった場合、別紙にて担当者よりご説明、ご利用者の同意をいただきます。

〈サービス料金（1回あたり）（1）介護給付費〉

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービス料金は、ご利用者の要介護度及び負担割合に応じて異なります）

☆ご利用者に提供する食事にかかる費用は別途いただきます。（下記表参照）

☆介護保険の給付額や負担率に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

■地域密着型通所介護費（8時間以上9時間未満 1割負担の場合）

| ご利用者の要介護度とサービス利用料金 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------------------------------|------|--------|--------|--------|--------|
| サービス利用料金 ご利用者負担額【1割】 | 840円 | 992円 | 1,150円 | 1,308円 | 1,464円 |
| 入浴介助 ご利用者負担額【1割】 | 43円 | 43円 | 43円 | 43円 | 43円 |
| 基本利用料合計金額 ※ご利用者負担合計金額【1割】 | 883円 | 1,035円 | 1,193円 | 1,351円 | 1,507円 |

※ 送迎料金は、サービス利用料金に含まれます。

■地域密着型通所介護費（8時間以上9時間未満 2割負担の場合）

| ご利用者の要介護度とサービス利用料金 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| サービス利用料金 ご利用者負担額【2割】 | 1,679円 | 1,984円 | 2,299円 | 2,616円 | 2,927円 |
| 入浴介助 ご利用者負担額【2割】 | 86円 | 86円 | 86円 | 86円 | 86円 |
| 基本利用料合計金額 ※ご利用者負担合計金額【2割】 | 1,765円 | 2,070円 | 2,385円 | 2,702円 | 3,013円 |

■地域密着型通所介護費（8時間以上9時間未満 3割負担の場合）

| ご利用者の要介護度とサービス利用料金 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| サービス利用料金 ご利用者負担額【3割】 | 2,518円 | 2,975円 | 3,448円 | 3,924円 | 4,390円 |
| 入浴介助 ご利用者負担額【3割】 | 129円 | 129円 | 129円 | 129円 | 129円 |
| 基本利用料合計金額 ※ご利用者負担合計金額【3割】 | 2,647円 | 3,104円 | 3,577円 | 4,053円 | 4,519円 |

※ 実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算することもあります。その場合、1回ずつの計算とは端数処理で差異が発生する場合があります。

(2) 加算料金など

| | | | |
|------------------|------|------|------|
| 入浴介助加算（Ⅰ）（1回につき） | 1割負担 | 40単位 | 43円 |
| | 2割負担 | 40単位 | 86円 |
| | 3割負担 | 40単位 | 129円 |

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

1ヶ月の介護保険ご利用単位数に9.0%を乗じた単位数に、地域区分単価を乗じた処遇改善加算分をご利用者様にご負担いただきます。

<計算式>

1ヶ月のご利用単位数×9.0%（端数は四捨五入）×地域区分単価＝処遇改善加算100%

（端数は切り捨て）

処遇改善加算100%－（処遇改善加算100%×90%）＝ご利用者様負担（端数は切り捨て）

| | | | |
|--------------------|------|------|------|
| 科学的介護推進体制加算（1月につき） | 1割負担 | 40単位 | 43円 |
| | 2割負担 | 40単位 | 86円 |
| | 3割負担 | 40単位 | 129円 |

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担とさせていただきます。

① 食事の提供（食費）

食費は 昼食1食680円 朝食1食380円 夕食1食880円とさせていただきます。

② レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：交通費、材料代等の実費をいただくこともあります。

③ おむつ・リハビリパンツ・パット代

当施設のものを利用される場合は実費が必要となります。

④ 延長料金

9時間以上のご利用に関しましては1時間当たり300円がお客様の自己負担となります。

⑤ その他費用

地域密着型通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用は、お客様の負担となります。

(4) 利用料金お支払い方法

- ① 前記(1)、(2)の料金・費用はサービス利用終了後翌月10日前後に請求書を発行しますので翌月27日までに金融機関でのお振込み、もしくは口座振替にてお支払いいただきます。
- ② 現金でのお支払いも翌月27日までとさせていただきます。

(5) サービス利用の中止

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、指定地域密着型通所介護サービスの利用を中止することができます。この場合には、実施日の当日午前9時までに事業所に申し出てください。

【連絡先】 (電話番号) 045-594-8932

(6) サービス利用の変更

利用者が指定地域密着型通所介護サービスの変更等を希望する場合は、いつでも事業所に申し出ください。該当利用者に係る居宅介護支援事業所への連絡、その他の必要な援助を行います。

8. 苦情の受付について

当事業所は苦情受付窓口を設置しており利用者・家族からの苦情に迅速、適切に対応します。また、本事業所への苦情やご意見は、行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 [職名] 管理者 : 大林 佐織

○受付時間 月曜日～日曜日 (8:00～19:00) 電話番号 045-594-8932

(2) 行政機関その他苦情受付機関

| | |
|-------------------------|---|
| 横浜市 健康福祉局介護事業指導課 | 所在地 神奈川県横浜市中区本町6-50-10 市庁舎16階 電話番号 045-671-2356 受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日は除く) |
| 神奈川県国民健康保険団体 介護苦情相談課 | 所在地 神奈川県横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 (苦情専用) 受付時間 8:30～17:15 (土・日・祝日は除く) |
| 神奈川区役所 高齢・障害支援課 | 所在地 神奈川県横浜市神奈川区広台太田町3-8 電話番号 045-411-7019 受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日は除く) |
| 港北区役所 高齢・障害支援課 | 所在地 神奈川県横浜市港北区大豆戸町26-1 電話番号 045-540-2325 受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日は除く) |

| | |
|---------------------|---|
| 西区役所 高齢・障害支援課 | 所在地 神奈川県横浜市西区中央1-5-10 電話番号 045-320-3491 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日は除く） |
| 保土ヶ谷区役所 高齢・障害支援課 | 所在地 神奈川県横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 電話番号 045-334-6394 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日は除く） |

9. 非常災害対策

指定地域密着型通所介護事業所は、非常災害に備えるため、非常災害対策マニュアルを作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備えるものとします。

| | |
|---------|-----|
| 防火責任者 | 管理者 |
| 防災訓練 | 年1回 |
| 避難訓練 | 年1回 |
| 通報・消火訓練 | 年2回 |

10. 感染症対策・業務継続に向けた取り組み

感染症や災害が発生した場合でも必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するために次の措置を講じます。

- (1) 感染症対策・業務継続に関する定期的な委員会の開催
- (2) 感染対策・業務継続に関する指針の整備
- (3) 定期的な研修及び訓練の実施

11. 虐待防止に関する事項

- (1) ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、担当者を定めて次の措置を講じます。
 - ① 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
 - ② ご利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ 虐待防止のための指針整備
 - ④ 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置と従業者への周知
- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係市町村に通報します。

12. ハラスメントに関する事項

適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所において職員に対する以下のハラスメントの防止のために必要な措置を講じます。

ここでいうハラスメントとは、行為者を限定せず優越的な地位または関係を用いたり、拒否・回避が困難な状況下で下記（1）～（3）のいずれかの行為に該当するものとします。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）
（パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント他）

- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、けなしたりする行為
(パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント他)
- (3) 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ
(セクシュアル・ハラスメント)

1 3. 緊急時の対応について

(1) 事業所の職員は、指定地域密着型通所介護を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(2) 指定地域密着型通所介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を構ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

1 4. 事故の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、市町、家族、居宅介護支援事業所への連絡など必要な措置を講じ、事故の状況や事故に関して取った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

1 5. 第三者評価の実施状況について

| | |
|-------|----|
| 実施の有無 | 無し |
|-------|----|

1 6. その他運営についての留意事項

(1) 従事者の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備します。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年2回以上
- 三 個別研修 年12回以上

(2) 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記するものとします。

